

令和6年3月21日

令和6年第1回神奈川県議会定例会

防災警察常任委員会資料

(令和6年3月21日付託分)

警 察 本 部

目 次

ページ

議案（条例その他）

1 和解の概要【警察本部】 1

1 和解の概要

(1) 目的

第一交通機動隊員の交通違反取締り行為に伴う慰謝料請求控訴事件について、民事訴訟法第89条により東京高等裁判所から和解勧告があり、これに応じるものである。

(2) 和解の内容

ア 件名

警察官の交通取締り中の行為に伴う損害賠償請求事件に係る和解

イ 和解の相手方及び和解金額

(ア) 和解の相手方

(イ) 和解金額 和解案2を採用し、金15万円。

(3) 事件の内容

令和4年10月4日午後0時55分頃、横浜市磯子区内の国道357号線において、白バイ隊員（以下「隊員」という。）が交通違反取締り中のところ、速度違反車両を現認したため、追尾しようとして車線変更した際、控訴人が乗車する大型自動二輪車に後方からクラクションを鳴らされるなどした。そのため、隊員は路肩に停止後、控訴人に対して公務執行妨害になる旨の警告を行った（以下「本件取扱い」という。）。

(4) 訴訟の経過

ア 控訴人は本件について、

- ・ 控訴人の言動が妨害運転と公務執行妨害に該当すると告げられ、逮捕されるのではないか、という恐怖を感じた。
- ・ 隊員から受けた妨害運転と脅迫行為、及び職権濫用による恐怖により、不眠症になって、日常生活に支障をきたしている。

などと主張し、神奈川県に対し、慰謝料として20万円の支払を求め、横浜簡易裁判所に提訴、後に横浜地方裁判所へと移送されることとなった。

イ 横浜地方裁判所は、令和5年11月16日、「隊員の行為に国家賠償法

上の違法は認められない。」として、控訴人の請求を棄却する判決を言い渡した。

ウ 当該判決に対して控訴人は、同年11月29日、東京高等裁判所に控訴し、本訴訟について審理を継続していたところ、令和6年2月27日、東京高等裁判所から、本件取扱いについて、国家賠償法上の違法が認められる旨の見解を示され、控訴人が希望する

- ・ 和解案1「被控訴人は、控訴人に対し、謝罪と金10万円を支払うものとする」
- ・ 和解案2「被控訴人は、控訴人に対し、金15万円を支払うものとする」

との二つの和解案が提示されるとともに、同年3月28日に指定された判決期日前に和解を成立させるよう強く要請された。